

# いじめ防止基本方針

札幌市立しらかば台小学校  
いじめ防止対策委員会

いじめ防止基本方針1

# しらかば台小学校いじめ防止等基本方針

平成27年8月制定

## I 学校いじめ防止等基本方針の策定にあたって

「学校いじめ防止基本方針」の策定は、平成25年に制定された、いじめ防止対策推進法において、「学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの」（第13条）とあり、全ての学校に義務付けられているところです。

札幌市では「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」に基づいて、関係機関や市民からの意見を踏まえ、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（札幌基本方針）」を策定しました。

市内の公立学校においては、「札幌市基本方針」を参考に下記の点を留意しながら、「学校いじめ防止基本方針（学校基本方針）」の策定をすることになります。

## II 札幌市いじめの防止等の基本方針（いじめ防止等のための対策の基本的な考え方）

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。すべての児童生徒に関係する問題であるいじめの防止等の対策は、児童生徒が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指さなければならない。

### 2 意義・目的

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識をもち、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を自覚しなければならない。

### 3 札幌市の取組

#### (1) いじめの未然防止に関して

- ①豊かな心の育成に向けた学校教育推進
  - ・札幌市学校教育の重点　・命を大切にす指導の充実
- ②子どもの権利の理念を生かした学校教育推進
  - ・子どもの権利に関するパンフレット活用　・児童会、生徒会での取組推進
- ③教職員、保護者、地域住民への啓発
  - ・「いのちの安全教育月間(9月)」の設定と推進
- ④学校におけるいじめ防止等の取組状況の把握及び推進
  - ・「学校いじめ防止基本方針」の策定といじめ防止等の対策推進　・「命の大切さを見つめ直す月間」における取組
  - ・学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にす指導」の位置付け
- ⑤教育センターにおける教員研修の充実
  - ・専門的知識を有する講師による研修の充実　・管理職及び生徒指導担当教諭を対象とした子ども理解に関する研修

#### (2) いじめの早期発見・早期対応に関して

- ①子供未来局アシストセンターによる子どもの権利の侵害からの救済
  - ・電話、メール、面談による相談など
- ②教育委員会による悩みやいじめに関するアンケート調査の実施
  - ・全児童生徒を対象に毎年11月に実施　・学校においては生活アンケート（6月）の実施や教育相談など
- ③教育相談体制の整備
  - ・SCやSSWを活用した教育相談体制の構築　・教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける研修の充実
  - ・いじめに関する電話相談窓口等の周知　・インターネットを通じて行われるいじめに関する事案への対処

### Ⅲ しらかば台小学校いじめ防止等基本方針の策定にあたって

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### 2 具体的ないじめの態様

いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

##### <態様>

##### <抵触する可能性のある刑罰法規>

- |  |             |
|--|-------------|
| <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる                 |             |
| <input type="checkbox"/> 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる       | …脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする    | …暴行         |
| <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする          | …暴行、傷害      |
| <input type="checkbox"/> 金品をたかられる                          | …恐喝         |
| <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする     | …窃盗、器物破損    |
| <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  | …強要、強制わいせつ  |
| <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる | …名誉棄損、侮辱    |

#### 3 いじめに対する基本的認識

いじめは、どの子どもにも起こり得る問題です。学校、家庭、地域社会、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきことが重要です。大切なことは、いじめの可能性のあるすべての事案を過少評価せずに、「いじめかもしれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することです。いじめは見えにくい形で、巧妙化、継続化、集団化し解決できずにエスカレートしていきます。誰もが、いじめる側、いじめられる側に成り得るということをしっかりと認識することが大切です。

- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

#### 4 具体的取組

##### 《未然防止の取り組み》

##### (1) いじめ防止・対応に関する組織体制について

##### いじめ防止対策委員会 校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・関係担任・SC・SSW

- ・いじめ防止対策委員会は「いじめ防止対策推進法」第22条で整備が義務付けられています。構成は校長が任命した教職員を中心に、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する外部人材等より構成します。
- ・定例のいじめ防止対策委員会は学期に1回程度実施します。
- ・委員会が中心となって研修の実施や職員会議での情報交流を行います。
- ・いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開き事案に応じて調査や対応を推進します。
- ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要であり、いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく「組織」で情報共有し組織的に対応します。

## (2) いじめの未然防止に関して

好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、子ども一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にすることが大切です。全教職員で子どもたちを見守っていくなど、学校体制を整備し組織的にいじめの未然防止に努めることが重要です。

### ①相談体制をより充実します。

- ・情報収集、啓発資料の作成、教育相談の実施（SC SSW 養護教諭 担当者など）

### ②学び合いを重視した授業の推進と居場所のある学級づくりをします（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・一人一人の子どもたちが、のびのびと安心して学べる環境の整備
- ・互いの個性を互いに受け入れるような学級風土
- ・子どもたちの学習状況を把握し、個々の状況に応じた授業を工夫し、個別指導や少人数指導の推進
- ・子どもたちの好ましい人間関係と信頼関係のある学級づくりや、相手を受け入れ認め合える集団づくり

### ③道徳の授業の充実を図ります。

- ・考える・話し合いのある道徳の実践、いじめ防止に関する一斉道徳の実施

### ④人間関係力を育成します。

- ・学習活動を通してコミュニケーション能力の育成、外部人材や地域との交流の重視

### ⑤情報交流や職員研修活動の充実を図ります

- ・SCの活用、生徒指導集による事例研修、職員会議での情報交流、学年学級経営交流会  
学びの支援交流会

### ⑥校長講話で子どもたちに啓発します。

- ・全校朝会や儀式において校長より人間関係やいじめ防止等の講話の実施

### ⑦子どもたちに自浄力を付けさせます。〈児童会活動や異学年交流を通して〉

- ・児童会によるあいさつ運動等の実施
- ・なかよし遠足を通しての人間関係力や思いやりの心の育成

### ⑧いのちの安全教育月間（9月1日～9月30日）に取り組みます。

- ・あいさつ運動週間、朝読書、道徳や学級活動、SCによる授業

### ⑨保護者・地域との情報提供や啓発、連携を図ります。

- ・学校だより、参観懇談、道徳の公開
- ・参観懇談会において話題提供や保護者からの意見交換

## (3) いじめの早期発見に関して

いじめの早期発見のためには、子どもの発する言動等の変化を、いち早く把握することがいじめの発見で重要となります。全教職員、保護者が協力して子どもを見守る目を絶えず持ち続け、いじめる側、周囲の子どもが発するサインにも注意をします。

### ①子どもが担任に何でも話せる信頼関係を築きます。

- ・日頃からの子どもとのふれあいの重視、子どもの立場にたった指導や支援、共感

### ②子どもの様子や言動に細心の注意を払います。

- ・シャボテンログを活用した子どもの様子や人間関係の把握、朝の登校観察や健康観察、欠席日数の検証、チェックリストの活用

### ③保護者や地域からの訴えや相談、情報連携や啓発に努めます。

- ・家庭から情報収集、参観懇談会での話し合い、教育相談（個人懇談）の活用、地域住民との対話や情報収集

### ④教職員間で情報交換や情報共有を図ります。

- ・学年研修や定例職員会議で情報共有、職員研修

### ⑤アンケート調査から情報を集めます。

- ・教育委員会の悩みやいじめに関するアンケート調査（11月）、本校独自の生活アンケート調査（6月）

### ⑥教育相談体制の充実に努めます。

## 《発生時、発生後の取り組み》

### (4) いじめへの対応・再発防止について

いじめの発生に気付いた場合は、担任だけではなく、管理職はもとより教職員全員が連携して的確・迅速に対応する必要があります。保護者との対応についても誠意をもって行き、問題解決のために信頼関係と協力体制の樹立により一層努めるようにします。いじめの状況によっては、関係機関との連携を図り、いじめられている子どもを継続して見守るとともに、二度といじめを発生させない学級・学年・学校づくりを推進します。

#### ①速やかに組織的に対応します。

- ・特定の教職員が一人を抱え込まずに、いじめ防止対策委員会が中心となって、全教職員一人一人が責務と役割をもって速やかに組織的に対応
- ・いじめの事案を把握した段階で、教育委員会に報告や相談

#### ②いじめられている子ども（被害児童）の安心・安全を確実に確保します。

- ・話の内容の秘密保持、登下校や休み時間、放課後などの見守りや当該児童の安全確保や心のケア
- ・当該児童が安心して通学できる体制の確立、SCや児相、警察などの関係機関との連携、長期的な支援

#### ③いじめについての事実関係の把握と被害保護者への説明をしっかりとします。

- ・聴き取りについての十分な配慮（対応する教員、時間や場所など）
- ・当事者同士からの個別の聴き取り、周囲からの情報収集、聴き取り
- ・聴き取りの内容の整理や再確認と記録
- ・当該児童とその保護者への聴き取り内容など事実関係の迅速な報告と説明、再発防止に向けた対応策や学校指導方針の説明、当該児童の安心安全な体制の確保
- ・当事者保護者同士の話し合いの場の設定
- ・教育委員会への報告など

#### ④加害児童には、相手の気持ちを理解させ、自分の行為や責任を自覚させる指導をし、二度と同じことを繰り返さないようにします。

- ・相手の気持ちを理解できるような指導、人権を侵害する行為であることを理解できるような指導
- ・自分の行為を見つめ直させる指導、いじめに至った要因や背景について深くその心情を探り継続的に指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

#### ⑤加害保護者には事実に基づく説明をし、謝罪や再発防止に向けた適切な対応などの要請を求めます。

- ・事実の正確な報告と今後の子どもの関わり方についての共通理解
- ・今後の指導方針と再発防止へ向けての協力依頼

#### ⑥周囲の子どもへも、いじめられている子どもの気持ちをしっかりと理解させます。

- ・見て見ぬふりや傍観的態度はいじめをさらに深刻化させることを理解させ、再発防止に向けた指導をします。

#### ⑦事実関係に基づき、再発防止に向けプライバシーを重視し、保護者全体へ理解と協力を要請します。

- ・緊急保護者会の開催
- ・個人情報保護に配慮

### (5) 保護者・地域との連携と啓発について

学校のいじめ防止の取組について家庭や地域の協力、参画と理解を得ることに努めます。

- ・学校便りや学校HP、PTAや地域の諸会議において学校いじめ防止対策の概要の説明
- ・地域からの情報提供、情報交流、いじめ防止に向けた見守りへの協力依頼

### (6) 関係機関との連携について

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、更なる事態の悪化を防ぐために教育委員会と連携し、必要に応じ他の関係機関とも速やかに連携を図ることで事態の解決に向かいます。

- ・教育委員会との連携、警察との連携、医療機関との連携
- ・その他、児童相談所などの関係機関との連携

## \*いじめが起きたときには 解消・再発防止に向けて 次のように取り組みます

### いじめ情報の把握

○子どもの様子から ○相談や訴えから ○家庭からの情報や連絡 ○目撃や噂など

### 正確な事実確認

- ①いじめ行為はその場で指導する
- ②いじめの相談は丁寧に真摯に、傾聴する。
- ③周囲の児童を含め、関係児童から速やかに聴き取りを行う。
- ④同時刻に個別の聴き取りと記録を行う。
- ⑤いじめ防止対策委員会や管理職に必ず報告する。
- ⑥保護者に聴き取り内容や事実を連絡報告する。

#### <把握すべき情報>

誰が誰をいじているのか…【加害者と被害者の確認】  
いつ、どこで起こったのか…【時間と場所の確認】  
どんな内容で、どんな被害か…【内容】  
いじめのきっかけは何か…【背景と要因】  
いつ頃から、どのくらい続いているのか…【期間】

### 指導支援体制と 対策の方針

- ①いじめ防止対策委員会を開き、事実の確認や問題点を整理、明らかにする。
  - ②教職員の役割と指導や支援など対応についての方針を決定する。
  - ③いじめの事実と方針や対応について全教職員に周知、共通理解を図る。
  - ④教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ※聴き取りや面談は必ず複数体制とし、被害児童担当者と加害児童担当者、周囲の児童への聴き取りは同一職員としない。

#### <役割分担>

被害者児童へのケア→担任・養護教諭  
加害者児童への対応→担任+α  
被害者児童の保護者→複数で対応  
加害者児童の保護者→複数で対応  
関係機関との連携→管理職  
職員への周知→管理職

### 児童への指導・支援

- ①被害児童に寄り添い心のケアに努める。
- ②安全確保のため休み時間などの見守りを行う。
- ③加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。
- ④いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができないくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

### 保護者との連携

- ①被害者児童宅、加害者児童宅への家庭訪問を行い、事実関係や対応策や方針などを伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ②加害保護者には、いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。

### 再発防止

- ①いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ②被害児童とその保護者の了承を得て、再発防止のための学級指導や学年指導を行う。
- ③同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。
- ④教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ⑤当事者双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑥被害児童に「その後」の様子について聞き取り、継続していないかどうかの把握を行う。把握した情報については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、今後とも家庭での見取りなどもお願いし、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。

## 《重大事態への対処》

### (7) 重大事態発生時の対応について

いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

○重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には次のようなケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。  
(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○重大事態発生時の対応

#### ①重大事態発生の報告

- ・学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

#### ②調査主体の判断

- ・教育委員会が、学校と教育委員会のどちらが調査の主体になるかを判断する。

〈学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施

〈教育委員会が調査の主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

#### ③調査の実施

- ・事実関係を明確にするとともに、同種の事態発生の防止を図ることを目的とする。
- ・聴き取り調査（いじめられた児童、在籍児童、教職員）を行う。

#### ④調査結果の提供・報告

- ・調査の進捗状況、結果については調査主体である学校又は教育委員会から当該児童及び保護者に適切な方法で提供する。
- ・調査結果は、教育委員会から市長に報告する。

#### ⑤再調査の実施

- ・市長により必要があると認めるときは、再調査を行う。（市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う）

#### ⑥再調査結果の提供・報告

- ・再調査の進捗状況、結果については調査主体である学校又は教育委員会から、当該児童及び保護者に適切な方法で提供する。

#### ⑦調査結果・再調査結果の措置

- ・市長及び教育委員会は、調査結果及び再調査結果を踏まえ、当該重大事態に対する必要な措置を講ずる。